

株式会社商工組合中央金庫の 商工中金インパクトファイナンスフレームワーク に対する第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社商工組合中央金庫が策定した「商工中金インパクトファイナンスフレームワーク」に対する第三者意見書を提出しました。

<要約>

株式会社商工組合中央金庫（商工中金）は、昭和初期、度重なる恐慌により、多くの中小企業が危機的状況に陥る中、その救済を目的に、1936 年、同業者組合を通じた各企業への資金供給を行う金融機関として、政府と組合の共同出資によって設立された。中小企業専門の金融機関として、約 90 年にわたり培ってきた中小企業金融のノウハウを有する商工中金は、各地域の課題に真摯に向き合うため、日本全国 47 都道府県に店舗網がある。また、海外にも 5 拠点を有するほか、国内外の様々な機関と提携を結び、幅広いネットワークを持っている。2026 年 3 月時点、商工中金の預金残高は 6 兆 7,928 億円、貸出金残高は 9 兆 7,435 億円である。

商工中金では、2022 年 3 月に企業理念として、パーパス（「企業の未来を支えていく。日本を変化につよくする。」）とミッション（「安心と豊かさを生み出すパートナーとして、ともに考え、ともに創り、ともに変わりつづける。」）を設定するとともに、パーパスの実現に向け環境や人権に対する基本的な考え方や方針である「サステナビリティ基本規程」を制定している。

商工中金は「サステナビリティ基本規程」に基づき、顧客のサステナブル経営支援を推進している。顧客の持続的な企業価値向上及び持続可能な社会の実現に貢献していくため、2022 年 7 月 1 日よりサステナブルファイナンスの取扱いを行っており、これまで、グリーンファイナンス、ソーシャルファイナンス、サステナビリティ・リンク・ファイナンス、ポジティブ・インパクト・ファイナンス、インパクト預金等に取り組んできた。今般、サステナブルファイナンスの対象となる企業等の間口を広げ、サステナブル経営に取り組もうとする企業等を後押しすることを目的に、「気候変動」にインパクトをフォーカスしたインパクトファイナンスに係るフレームワーク（本フレームワーク）を策定した。なお、商工中金は、本フレームワークを今後も適宜、社会の変化に対応した内容に変更を行っていく考えである。

商工中金は中小企業のカーボンニュートラル促進に向けた取り組みを積極的にサポートしている。具体的には、中小企業の脱炭素化を金融面・知見面から支援するため、カーボンニュートラルに関する勉強会の開催や、CO2 排出量データの分析、削減目標の策定、SBT 認証の申請手続きのサポートなど、脱炭素化を伴走支援している。本フレームワークに基づくファイナンスは、こうした中小企業による脱炭素経営の取り組みを促進するものである。商工中金は、年次のモニタリング及びエンゲージメントを通じて、企業の取り組みを後押しするとともに、取り組みの改善に向けた助言も行う。

JCR は本フレームワークについて、環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示され

た事項との適合性評価を行った。その結果、本フレームワークは、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、環境においてポジティブなインパクトを生み出す設計となっていることを確認した。また、インパクトの評価及びモニタリングを適切に行う設計がとられ、インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示についても適切に予定されている。さらに、商工中金にとって適切なリスク・リターン確保が想定されている。

以上より、JCR は本フレームワークが環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された事項に適合していることを確認した。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見

評価対象：株式会社商工組合中央金庫
「商工中金インパクトファイナンスフレームワーク」

2026 年 9 月 25 日
株式会社 日本格付研究所

目次

＜要約＞	- 3 -
I. フレームワーク作成者及びフレームワークの概要	- 4 -
1. フレームワーク作成者の概要	- 4 -
1-1. 会社概要	- 4 -
1-2. 企業理念（パーパス・ミッション）	- 4 -
1-3. サステナビリティに関する方針	- 5 -
1-4. マテリアリティ	- 5 -
1-5. ガバナンス体制	- 6 -
1-6. サステナブルファイナンス等の目標	- 6 -
2. 本フレームワーク作成の目的	- 7 -
3. 本フレームワークの概要	- 7 -
3-1. ファイナンスの全体像	- 7 -
3-2. 評価の全体像	- 7 -
4. 評価体制及び評価手順	- 8 -
II. 適合性評価	- 10 -
III. 結論	- 11 -

＜要約＞

株式会社商工組合中央金庫（商工中金）は、昭和初期、度重なる恐慌により、多くの中小企業が危機的状況に陥る中、その救済を目的に、1936年、同業者組合を通じた各企業への資金供給を行う金融機関として、政府と組合の共同出資によって設立された。中小企業専門の金融機関として、約90年にわたり培ってきた中小企業金融のノウハウを有する商工中金は、各地域の課題に真摯に向き合うため、日本全国47都道府県に店舗網がある。また、海外にも5拠点を有するほか、国内外の様々な機関と提携を結び、幅広いネットワークを持っている。2026年3月時点、商工中金の預金残高は6兆7,928億円、貸出金残高は9兆7,435億円である¹。

商工中金では、2022年3月に企業理念として、パーパス（「企業の未来を支えていく。日本を変化につよくする。」）とミッション（「安心と豊かさを生み出すパートナーとして、ともに考え、ともに創り、ともに変わりつづける。」）を設定するとともに、パーパスの実現に向け環境や人権に対する基本的な考え方や方針である「サステナビリティ基本規程」を制定している。

商工中金は「サステナビリティ基本規程」に基づき、顧客のサステナブル経営支援を推進している。顧客の持続的な企業価値向上及び持続可能な社会の実現に貢献していくため、2022年7月1日よりサステナブルファイナンスの取扱いを行っており、これまで、グリーンファイナンス、ソーシャルファイナンス、サステナビリティ・リンク・ファイナンス、ポジティブ・インパクト・ファイナンス、インパクト預金等に取り組んできた。今般、サステナブルファイナンスの対象となる企業等の間口を広げ、サステナブル経営に取り組もうとする企業等を後押しすることを目的に、「気候変動」にインパクトをフォーカスしたインパクトファイナンス（本商品）に係るフレームワーク（本フレームワーク）を策定した。なお、商工中金は、本フレームワークを今後も適宜、社会の変化に対応した内容に変更を行っていく考えである。

商工中金は中小企業のカーボンニュートラル促進に向けた取り組みを積極的にサポートしている。具体的には、中小企業の脱炭素化を金融面・知見面から支援するため、カーボンニュートラルに関する勉強会の開催や、CO2排出量データの分析、削減目標の策定、SBT認証の申請手続きのサポートなど、脱炭素化を伴走支援している。本フレームワークに基づくファイナンスは、こうした中小企業による脱炭素経営の取り組みを促進するものである。商工中金は、年次のモニタリング及びエンゲージメントを通じて、企業の取り組みを後押しするとともに、取り組みの改善に向けた助言も行う。

JCRは本フレームワークについて、環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」²で示された事項との適合性評価を行った。その結果、本フレームワークは、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、環境においてポジティブなインパクトを生み出す設計となっていることを確認した。また、インパクトの評価及びモニタリングを適切に行う設計がとられ、インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示についても適切に予定されている。さらに、商工中金にとって適切なリスク・リターンの確保が想定されている。

以上より、JCRは本フレームワークが環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された事項に適合していることを確認した。

¹ 出典：商工中金「統合報告書 2026」 https://www.shokochukin.co.jp/share/library/disclosure/pdf/202603_all.pdf

² 出典：環境省「インパクトファイナンスの基本的考え方」 <https://www.env.go.jp/content/900515884.pdf>

I. フレームワーク作成者及びフレームワークの概要

1. フレームワーク作成者の概要

1-1. 会社概要

商工中金は、昭和初期、度重なる恐慌により、多くの中小企業が危機的状況に陥る中、その救済を目的に、1936年、同業者組合を通じた各企業への資金供給を行う金融機関として、政府と組合の共同出資によって設立された。中小企業専門の金融機関として、約90年にわたり培ってきた中小企業金融のノウハウを有する商工中金は、各地域の課題に真摯に向き合うため、日本全国47都道府県に店舗網がある。また、海外にも5拠点を有するほか、国内外の様々な機関と提携を結び、幅広いネットワークを持っている。2026年3月時点、商工中金の預金残高は6兆7,928億円、貸出金残高は9兆7,435億円である。

1-2. 企業理念（パーパス・ミッション）

商工中金は、2022年3月に企業理念を刷新し、「企業の未来を支えていく。日本を変化につよくする。」というパーパス及び「安心と豊かさを生み出すパートナーとして、ともに考え、ともに創り、ともに変わりつづける。」というミッションを制定した。また、上記のパーパスの実現に向けて、2024年10月に、企業理念体系を改訂するとともに、役職員が共有する価値観と行動の原点となる「CHUKIN Way」を制定した。新たな企業理念体系では、図1のとおり、「倫理憲章・コンプライアンス行動基準」によるコンプライアンスの遵守をすべての土台と位置づけ、新たに制定した行動の原点「CHUKIN Way」をもとに、商工中金が果たす使命である「MISSION」を遂行し、「PURPOSE」の実現を目指していくという想いが表現されている。外部環境、内部環境が大きく変化する中、商工中金としての存在意義を見つめ直し、コンプライアンスの遵守を礎としながら、ステークホルダーからの信頼と共感が得られるような取り組みを継続していくことで、これからもサステナブルな社会の実現に貢献していくとしている。



図1：商工中金の企業理念体系³

³ 出典：商工中金「サステナビリティレポート2026」 <https://www.shokochukin.co.jp/share/library/tcfd/pdf/2026.pdf>

1-3. サステナビリティに関する方針

商工中金は、2022年3月、環境や人権に対する基本的な考え方や方針である「サステナビリティ基本規程」を制定した。当該規程の中で、組織・役職員のサステナビリティに対する取り組みの基本的な視点である“SPEED”の視点を設定し、環境や社会の様々な課題は、役職員一人ひとりの課題であるという認識のもと、職務を通じて、持続可能な社会の実現に貢献することを目指している。

	Sustainability	Productivity	Empathy	Ecology	Digital
SPEED : 視点	 将来を損なわず 現在を豊かにする	 少ない資源で より多くを産み出す	 関係者から共感され ファンを作る	 関係者以外も喜ばず 又は対策する	 多くの情報を使い 付加価値を創る
目的	雇用の安定を通じて地域経済の活性化に貢献	限られた資源の中で事業活動による成果を持続的に増加	社会の一員である企業としての社会的責任を追求	全ての社会経済活動の基盤である気候、海洋、森林等の地球環境の安定に貢献	多様な背景を持つ消費者に応じたサービスを物質的な制約や環境資源の消費なく提供
行動	事業活動に必要な経営資源を継続的に確保 外部環境の変化に合わせて事業活動を改善	事業活動に関するノウハウを蓄積・活用 生産設備が消費する資源を削減	従業員の健康と適切な処遇、取引先との公正な取引など、人権の尊重をはじめ倫理的に正しく活動	環境に配慮した活動に積極的に取り組む 自然災害等への危機管理を実施	デジタル技術の活用 データによる付加価値の創出

図2：“SPEED”の視点⁴

1-4. マテリアリティ

商工中金では、パーパスの実現に向けて、環境・社会課題を分析し、その重要性和商工中金が持つ経営資源を勘案した上で重点的に取り組むべき課題（マテリアリティ）を抽出・特定している。SDGsの背景にある課題をマテリアリティの候補として認識した上で、ステークホルダーにとっての重要度と商工中金グループにとっての重要度の双方の観点から、重要課題の整理を進め、長期戦略・変革プランの策定において重要課題を戦略に反映するとともに、その観点から2026年にマテリアリティを再特定した。再特定したマテリアリティは「中小企業経済圏の確立・活性化」、「持続可能な環境・社会への貢献」、「人的資本経営の充実」の3つである。

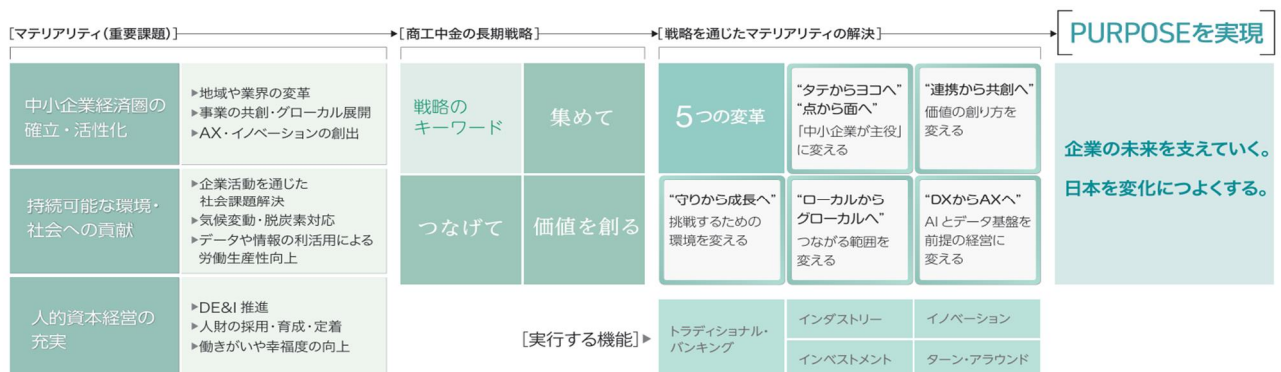


図3：事業戦略を通じたマテリアリティの解決⁵

⁴ 出典：商工中金「サステナビリティレポート2026」 <https://www.shokochukin.co.jp/share/library/tcfd/pdf/2026.pdf>

⁵ 出典：商工中金「統合報告書2026」 https://www.shokochukin.co.jp/share/library/disclosure/pdf/202603_all.pdf

1-5. ガバナンス体制

商工中金では、上記のマテリアリティの解決に向けた重要な取り組みとして、サステナビリティに関する機会とリスクの識別、評価及び管理に関する事項を、社長執行役員を議長とする経営会議において年間6回程度議論し、逐次、取締役会に報告している。取締役会は、業務運営が全体として適切かつ実効的に機能するよう、重要な業務執行の決定と取締役及び執行役員の職務の監督を行っている。なお、関連する施策検討については、2021年6月に設置し、2025年4月に名称変更を実施した「気候変動リスク・自然資本ワーキンググループ」、2023年9月に設置した「ビジネスと人権ワーキンググループ」において、継続的に実施している。

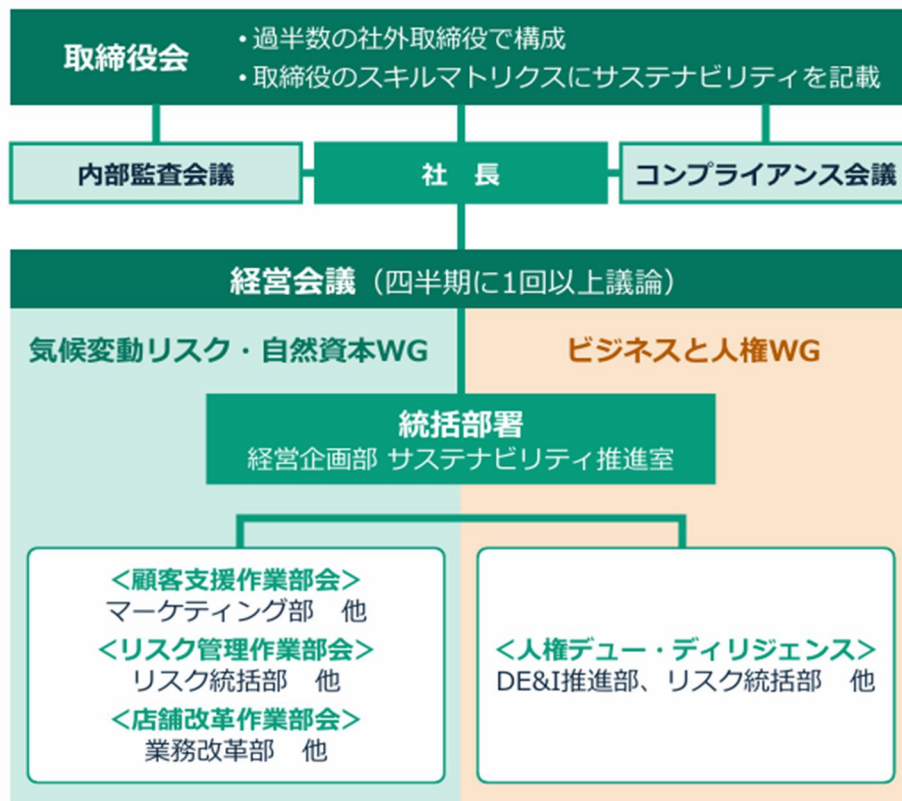


図4：サステナビリティに関するガバナンス体制⁶

1-6. サステナブルファイナンス等の目標

商工中金は、持続可能な社会の実現に貢献するため、2025年11月にサステナブルファイナンス目標として、「2030年度までに中小企業向けサステナブルファイナンス累計実行5,000億円（うち、環境ファイナンス1,500億円）」を設定した。上記の「サステナブルファイナンス」とは、「グリーンローン、ソーシャルローン、ブルーローン、サステナビリティ・リンク・ローン、トランジションファイナンス、ポジティブ・インパクト・ファイナンス、サステナブルファイナンスに準ずる設備資金、災害対応型コミットメントライン等」を指す。2026年3月末時点の実績は、累計実行3,019億円（うち、環境ファイナンス1,184億円）である。

⁶ 出典：商工中金「サステナビリティレポート2026」 <https://www.shokochukin.co.jp/share/library/tcfd/pdf/2026.pdf>

2. 本フレームワーク作成の目的

商工中金は「サステナビリティ基本規程」に基づき、顧客のサステナブル経営支援を推進している。顧客の持続的な企業価値向上及び持続可能な社会の実現に貢献していくため、2022年7月1日よりサステナブルファイナンスの取扱いを行っており、これまで、グリーンファイナンス、ソーシャルファイナンス、サステナビリティ・リンク・ファイナンス、ポジティブ・インパクト・ファイナンス、サステナブル預金等に取り組んできた。今般、サステナブルファイナンスの対象となる企業等の間口を広げ、サステナブル経営に取り組もうとする企業等を後押しすることを目的に、「気候変動」にインパクトをフォーカスした本商品に係る本フレームワークを策定した。なお、商工中金は、本フレームワークを今後も適宜、社会の変化に対応した内容に変更を行っていく考えである。

3. 本フレームワークの概要

3-1. ファイナンスの全体像

国際的な枠組みとして2015年に「COP21」で採択されたパリ協定は、以降世界共通の目標として取り組みが求められ、日本国内においても、2020年に2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」実現に向けた段階的な温室効果ガス排出量の削減が求められている状況である。「気候変動」は、上場企業の有価証券報告書における開示の義務化が検討される中、「2026年版中小企業白書(中小企業庁)」による中規模企業・小規模事業者の脱炭素化への取り組みは、「気候変動対応やCO₂削減に係る取り組みの重要性について理解しているもしくは、理解していない」に留まる回答がほとんどであり、CO₂排出量の把握等具体的な取り組みまで至っている回答は限定的となっている。一方、「脱炭素化に向けた協力要請状況」の、「協力要請を受けた」とする回答は年々増加しており、徐々に取組要請とその要求される取組水準の高まりが窺える。

こうした状況を受け、商工中金は中小企業のカーボンニュートラル促進に向けた取り組みを積極的にサポートしている。具体的には、中小企業の脱炭素化を金融面・知見面から支援するため、カーボンニュートラルに関する勉強会の開催や、CO₂排出量データの分析、削減目標の策定、SBT認証の申請手続きのサポートなど、脱炭素化を伴走支援している。本フレームワークに基づくファイナンスは、こうした中小企業による脱炭素経営の取り組みを促進するものである。商工中金は、年次のモニタリング及びエンゲージメントを通じて、企業の取り組みを後押しするとともに、取り組みの改善に向けた助言も行う。

3-2. 評価の全体像

本フレームワークは、前述のとおり、中小企業による脱炭素経営の取り組みを促進することを目的としている。評価に際しては、インパクトテーマをベースに対象企業と商工中金が対話を行う中で、コアとなるインパクトテーマを選択する。KPIについても対話内容や、現状の取り組み状況を踏まえて目標を設定することで、適切なインパクト評価を行う。本商品では気候変動領域において少なくとも一つのポジティブなインパクト(CO₂排出量の可視化及び削減等)の創出を意図したものとする。評価に際し、対象企業におけるネガティブインパクトについては、対象企業に対してヒアリングを行い、法令違反、重大事故、環境汚染、係争等が発生していないこと、または発生している場合には適切な緩和・管理が行われていることを確認する。また、産業戦略部・ビジネス企画部が、あらかじめKPIの設定候補を策定している。モニタリングについては、対象企業と年次での対話を通じて、取り組みの進捗共有、要因分析、次回

モニタリングまでの取り組み整理を可能とする。こうした、年次モニタリング、企業へのエンゲージメントを行うことで、脱炭素経営の可視化・開示と実践の社会的浸透を図る。

4. 評価体制及び評価手順

商工中金は本フレームワークに基づいたファイナンスの実施に際して、図 5 のとおり、評価体制及び評価手順を確立した。

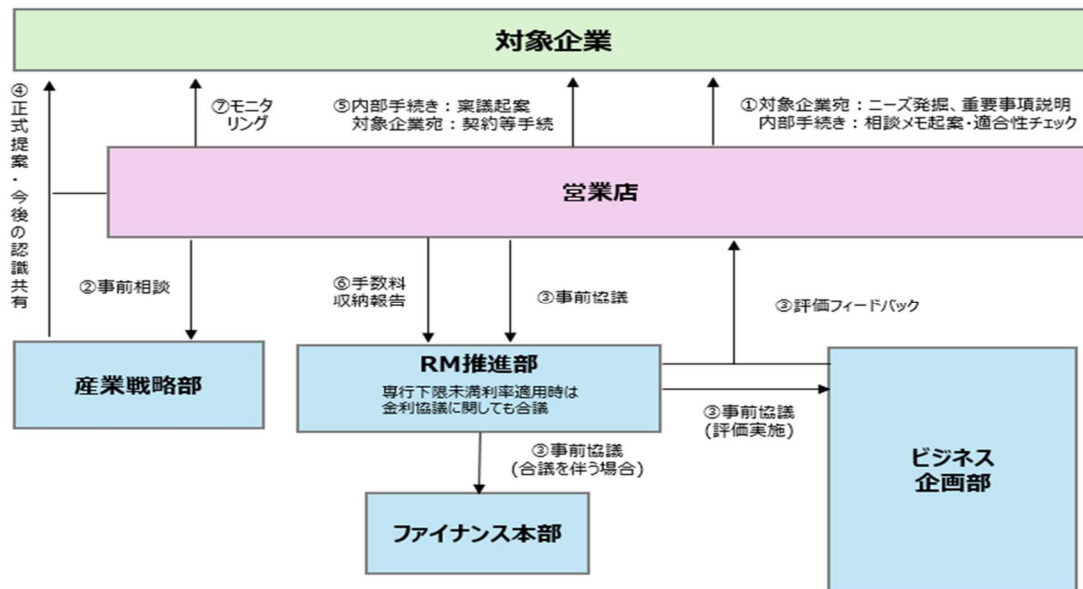


図 5：商工中金における評価体制及び評価手順⁷

営業店は、対象企業から本商品の取り組みニーズを確認した場合、対象企業のサステナビリティ全般にかかる係争の有無等のネガティブスクリーニングを実施したうえで、業種、規模、サステナビリティ全般における方針や取り組み状況を踏まえて、本商品を提案する。営業店は、「気候変動」のインパクトテーマである「CO2 の削減」についてディスカッションを行い、KPI を設定する。なお、対象企業と実効性のある今後の取り組み共有や KPI 設定を行うべく産業戦略部へ事前相談の上、専門知見を踏まえた案件構築を行う。その後、営業店は、ファイナンス本部による融資審査が完了次第、ビジネス企画部へ正式に評価を依頼する。RM 推進部・ビジネス企画部は営業店からの協議の際、再度ネガティブスクリーニング、対象企業の適格性を確認したうえで、インパクトテーマのディスカッション内容やコアとなるインパクトテーマ選択に至った経緯を踏まえ、インパクト及び KPI の妥当性を評価し、営業店へ評価結果を還元し、営業店にて融資を実行する。なお、産業戦略部・ビジネス企画部は、官公庁等から発信されている情報、業界目標等を参考に、あらかじめ KPI の設定と目標水準を定めている。当該目標水準は、定期的に見直しをかけることで、個別の取り組みにおいて実態との乖離を生じさせず適当なインパクトが生み出される仕組みを維持する。目標水準の見直しに関してはインパクトウォッシュへ配慮し、過去実績を下回ることがない等、追加性が担保されるよう運用する。

融資実行後、対象企業より、年次で報告書を受領し、原則、営業店がモニタリングを実施する。なお、状況に応じて産業戦略部と連携してモニタリングを実施する。設定した KPI について、営業店が進捗結

⁷ 出典：本フレームワーク

果を踏まえた今後の方策について顧客と共通認識を形成することを目的とする。営業店は報告書を基に顧客と対話を継続することで、次回モニタリングまでの展開について共通認識を形成する。

なお、評価に係る業務については、独立性を担保するために、ビジネス企画部のみが実施し、ビジネス企画部以外の部署が評価に関与することはない。また、実施プロセスについて、商工中金では、ビジネス企画部、産業戦略部、RM 推進部、ファイナンス本部、営業店等の所掌業務を明確にし、社内のマニュアルを整備している。

II. 適合性評価

JCR は本フレームワークによって企図したアウトカム、インパクトが適切に発揮される商品設計となっているか否かについて、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示されたインパクトファイナンスの定義に係る 4 つの要素との適合性を確認した。

表 1：インパクトファイナンスの定義⁸

「インパクトファイナンス」とは、次の①～④の要素すべてを満たすものをいう。

- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
- 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
- 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
- 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

要素①

投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つものか

商工中金は、本商品では気候変動領域において少なくとも一つのポジティブなインパクト（CO₂ 排出量の可視化及び削減等）の創出を意図している。一方、重大なネガティブインパクトについては、企業評価の検討に際して、対象企業に対してヒアリングを行い、法令違反、重大事故、環境汚染、係争等が発生していないこと、または発生している場合には適切な緩和・管理が行われていることを確認したうえで評価を行う設計となっている。

以上より、本フレームワークは、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つものとなっている。

要素②

インパクトの評価及びモニタリングを行うものか

本フレームワークはサステナブルファイナンスの対象となる企業等の間口を広げ、サステナブル経営に取り組もうとする企業等を後押しするため、本商品では「気候変動」にインパクトをフォーカスし、中小企業による脱炭素経営の取り組みを促進することを目的としている。

評価に際しては、インパクトテーマをベースに対象企業と商工中金が対話を行う中で、コアとなるイン

⁸ 出典：環境省「インパクトファイナンスの基本的考え方」より JCR 作成

パクトテーマを選択する。KPI についても対話内容や、現状の取り組み状況を踏まえて目標を設定することで、適切なインパクト評価を行う。

融資実行後、対象企業より、年次で報告書を受領し、モニタリングを実施する。対象企業との年次のモニタリングに基づく対話を通じて、取り組みの進捗共有、要因分析、および次回モニタリングまでの取り組み整理を可能とする。商工中金は、年次のモニタリング及びエンゲージメントを通じて、企業の取り組みを後押しするとともに、取り組みの改善に向けた助言も行う。

以上より、本フレームワークにおけるインパクトの評価及びモニタリングについて、適切に実施されることが想定されている。

要素③

インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うものか

商工中金は対象企業ごとのモニタリング結果を集約のうえ、年次で前年度における本商品の取り組み概要について、本商品を通じたサポート事例やファイナンスに限らないカーボンニュートラルの中小企業意識調査などの全体のトレンドの状況等をまとめ、商工中金が開示している「サステナビリティレポート」や HP 等をベースに情報開示を行うことを予定している。

以上より、本フレームワークにおけるインパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示について、適切な開示内容及び開示先が想定されている。

要素④

中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするものか

商工中金は、通常の貸出業務と同様、貸出審査により与信リスク判断を行いつつ、本商品による貸出収益及び手数料収入を見込んでいる。その上で、本商品単体での取引にとどまらず、本商品に係る提案・組成・モニタリングの各過程を通じて、対象企業の「気候変動」を含むサステナビリティ戦略を理解し、伴走することでリレーション強化を図る。そして、対象企業の今後の成長戦略の過程で、金融・非金融のサービスを商工中金グループ全体で提供することで、リターンを確保することを想定している。

以上より、本フレームワークは、商工中金にとって、中長期的な視点に基づいて適切なリスク・リターンを確保する機会を提供するものである。

III. 結論

JCR は、本フレームワークが環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された事項に適合していることを確認した。

(担当) 菊池 理恵子・川越 広志

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体の、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示された事項への適合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該インパクトファイナンスがもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。本第三者意見は、依頼者である事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、インパクトファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は以下の原則等を参照しています。

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本インパクトファイナンス事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるインパクトファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

用語解説 第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したインパクトファイナンスに係るスキームの環境省「インパクトファイナンスの基本的考え方」への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：インパクトファイナンスを実施する金融機関をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル